

監査委員公表第644号

平成31年3月29日付け監査第640号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年8月9日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	三	浦	正	臣
大分県監査委員	小	嶋	秀	行

注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局・福祉保健部)		
西部保健所地域福祉室	平成31年1月29日	<p>注意事項</p> <p>通勤手当に係る特別料金等加算について、高速道路利用回数が利用要件に達しなかったにもかかわらず、翌月の通勤手当額を減額調整していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>指摘後直ちに集中化所属の総務担当班及び地域福祉室の職員に対し、通勤手当の適正な事務処理について改めて周知を図った。</p> <p>今後は、地域福祉室及び集中化所属の班総括等が毎月通勤手当の状況を確認するなど、双方によるチェック体制を確立する。</p>